センター広報誌製作及び印刷等業務 仕様書

国立循環器病研究センター 令和7年8月

仕 様 書

1 件名

センターム報誌製作及ひ印刷寺業務

2 目的

国立循環器病研究センター(以下「センター」という)のイメージ戦略の一環として、発展を続けるセンターの姿を内外にアピールするとともに、経営面で重要な患者確保と国民全体からの信頼確保をはかるため、主に患者と地域の連携病院等に配布することを想定した広報誌を作成するものである。

3 基本的事項

- 1)契約期間 2026年3月1日~2028年3月31日
- 2)この仕様書は本件業務の内容・方法・条件等の作業内容を示すものであり、本件業務の契約書によるほかこの仕様書に定めるところによる。
- 3)受託者は、この仕様書に記載のない事項でも、記載されている業務を遂行する ために社会通念上当然に付随する業務については実施すること。
- 4) 受託者は、センターとの共通の目標を達成するために必要な業務については、 センターと協議の上実施するよう最大限努力すること。
- 5)受託者は、業務実施にあたっては、必要な知識、経験、技能を持った従事者を もってあたらしめ、常に責任をもって適切かつ円滑に業務を遂行するために必要 な体制を整備すること。
- 6)受託者は、受託したすべての業務の遂行のために、従事者にセンターとの円滑な連携を図らせること。
- 7)受託者は、センターの目的を理解し、従事者にその達成を常に意識させるとと もに常に問題意識を持ち、センターに対して業務改善のための企画・提案を行う こと。

4 業務遂行に関する事項

- 1)受託者は、受託した業務を遂行するための手順を明らかにし、最良の業務水準 を維持するために、常にその改善を図ること。
- 2)受託者は業務上知り得た患者及び職員の個人情報、並びに漏洩することにより センターに不利益となるような事項については、一切第三者に漏洩してはならな い。

本項の機密保持の義務は、本件業務履行期限終了後も存続する。

従事者は離職後も本項の機密保持義務を負うこととする。

受託者が本項に違反したことにより発生した損害については、センターと受

託者で協議の上損害額を確定し、受託者がセンターに対して賠償するものとする。

3)受託者は、品質及び病院情報保護の為、必ずセンター単独の製版、刷版及び印刷を義務とする。

5 作成内容

センターの「理念」「基本方針」に基づいた広報誌を作成する。これは、「コーポレートアイデンティティ」(以下「CI」という)の考え方によるものである。

- 1)配布対象:主に一般向け(入院および外来の患者とその家族等)と、医療・研究者向け(連携病院・診療所等)を想定しており、それぞれの対象者に向けたセンターからの情報発信を目的として広報誌を活用する。
- 2) <u>発行: 年4回(5月、8月、11月、2月)を基本とする。</u>受託者はスケジュール管理を適切に行い、センターと連携し、適宜協議、修正等を含めて納期遅れがないように作業すること。

特に、契約後初回発行分(2026年5月予定)については契約後の準備期間が少ないため特に留意すること(3月開催予定の広報誌等編集ワーキンググループにて構成確定後の着手を想定)。

- 3)編集会議:各号につき、編集会議に1回参加すること。 なお、制作過程で都度打ち合わせを行うものとする(オンラインでも可)。 受託者は、センターと契約期間を通して編集方針を話し合うこと。
- 4) <u>制作基準: A4 版カラー刷り 8 ページ、原則として 1 回あたり 3,500 部</u>を作成することとし、必要があれば 1,000 部単位で増刷することがある。増刷に際しての費用は別途協議とするが、1 部当たりの単価は 3,500 部を印刷したときの単価を超えることはできない。
- 5)品質:紙質はマットコート紙、110k以上のものを使用すること。
- 6) <u>誌面構成:8ページすべて受託者による編集取材記事(現地取材は内容によるが、最低2日、不足分はメールまたはオンラインでの取材とする。)とし、</u>その他、誌面構成上必要な記事について、センターが提供する文字原稿(一部の図表も含む)により、受託者が誌面を<u>編集</u>作成することを基本とする。誌面には内容と照らして適切な写真やイラストを1ページにつき1枚以上使用すること。また、「医療広告ガイドライン」に準拠すること。
- 7) 記事のレイアウト、字体、字の大きさ等については、<u>コーナーごとに、</u> それぞれ統一的なコンセプトのもとに行うこと。
- 8) <u>誌面デザイン:</u>契約期間を通じて、<u>コーナーごとに</u>統一コンセプトで作成すること。ただし、センターと受託者で協議のうえでコンセプトを変更する必要があると判断された場合はこの限りでない。
- 9)表紙:センターのイメージを損なわない内容を基本とし、契約期間を通し

て、イメージに大きな差異がない内容のものとする。ただし、センターから 変更依頼があった場合はこの限りではない。

また、センターのロゴマーク、理念、基本方針を入れ込み、デザイン案を複数提出すること。

- 10)<u>使用写真(画像)</u>:原則としてプロのカメラマンが撮影(<u>最低2日</u>)した ものとする。その際、被写体と想定するものを予めセンターと打合せ、了解 を得ること。ただし、必要な場合は、センターの了解を得ればセンターの所 有する画像データを使用することができる。<u>撮影画像の著作権についてはセ</u> ンターに帰属するものとする。
- 11)ロゴマーク:使用基準に準拠すること。
- 1 2) <u>生成 AI 注意事項:表紙、誌面デザイン、イラストに、生成 AI を使用した</u> コンテンツをそのまま使用しないこと。(レイアウト補助に使用することは可)
- 13) 色校正:印刷前に提出すること。(原則、本紙校正を行い、必要に応じて 再校正を行う。)
- 14)納品:3,500部のうち一部は受託者が連携病院・診療所等(最大1,500箇 所予定)に2冊を送付し、残りはセンターに納品する。
- 15)発送基準:広報誌を連携病院に発送する際は「CI に基づく環境に配慮した発送用の紙製封筒またはバイオマス原料 OPP 袋等」と「送り状 A41色」を作成すること。また、広報誌発送における封入封緘、発送作業を行うこと。なお、発送費にかかる費用は受託者の負担とする。
- 16)センターは、センターの指定するデザイン、紙質などが仕様に沿っていない納品物は、センターの広報誌の品質保持のため、速やかに受託者に返品する。また、これを理由にする納期の変更、受注金額の増額には応じない。
- 17) センターのホームページにて広報誌を公開することを想定しているため、 印刷物と併せて、データ(PDF、デジタルブック)についても提出すること。 また、Illustratorのデータ(アウトライン化の前後)も提出すること。

6 知的財産権

受託者はセンターに対し、本制作物に関する全ての著作権(著作権法第 27 条、28 条に定める権利を含む)を譲渡するものとし、また本制作物が第三者の著作権、 肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく且つ合法的なものであることを 保証するものとする。

万一、本制作物について第三者からの権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて受託者の責任と負担においてこれを処理し、センターには一切迷惑、損害をかけないものとする。

7 その他

本仕様書に定めの無い事項についてはセンターと受託者で協議して決定する。

以上